

国民健康保険に加入のみなさんへ

「8月1日から使える新しい保険証を送付します」

国民健康保険被保険者証(保険証)を7月下旬に普通郵便で、世帯主様宛てに送付します。

送付には、1週間程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、お手元に届かない場合は、町民税務課までお問い合わせください。

現在、お使いの保険証は、8月1日以降に破棄または返却してください。

○変更点

・有効期限

令和元年7月31日

↓令和2年7月31日



○次に該当する方は、有効期限が異なります。

①70歳の誕生日を迎える方

○1日生まれ

誕生日以降の保険証は、誕生日の前月の月末までに送付します。

○2日以降生まれ

誕生月の翌月以降の保険証は、誕生月の月末までに送付します。

②75歳の誕生日を迎える方

誕生日以降の保険証については、誕生月の前月に「茨城県後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。交付の際には、町から通知しますので、ご確認ください。

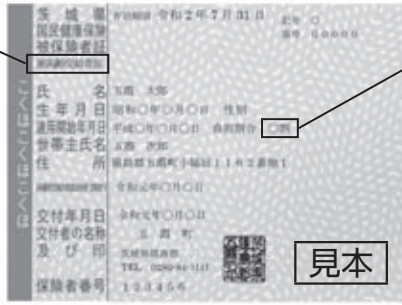
③国民健康保険税の滞納がある方

国民健康保険税の滞納がある方については、有効期限の短い保険証を発行します。

また、特別な理由なく、1年以上保険税を滞納された場合、保険証を返還していただき、医療費が全額自己負担となる「資格証明書」を交付する場合があります。

○70歳以上の方は、高齢受給者証との兼用証を送付します。

※負担割合が記載されます。



※「兼高齢受給者証」の文字が明記されています。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965 (直通)

後期高齢者医療保険に加入のみなさんへ

「8月1日から使える新しい被保険者証を送付します」

茨城県後期高齢者医療保険被保険者証(保険証)を7月下旬に普通郵便で送付します。

送付には、1週間程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、お手元に届かない場合は、町民税務課までお問い合わせください。

現在、お使いの保険証は、8月1日以降に破棄または返却してください。

○変更点

・有効期限

令和元年7月31日

↓令和2年7月31日



※「一部負担金の割合」が所得判定により変更となっている場合がありますので、必ず、ご確認ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)を申請してください

令和元年度に住民税非課税世帯となった方は、町へ申請してください。

医療機関の窓口に表示することにより、負担が軽減されます。

すでに、減額認定証をお持ちの方で、新年度も引き続き、住民税非課税世帯の方は、手続き不要です。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965 (直通)

○制度内容や手続きの詳細はこちらから

<https://www.kouiki-ibaraki.jp/>

(茨城県後期高齢者医療広域連合会ホームページ)